

久喜市告示第188号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により認可した認可地縁団体について、同条第11項の規定に基づく告示事項の変更の届出があったため、同条第10項後段の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月7日

久喜市長 貴志 信智

	変 更 後	変 更 前
事 務 所	久喜市北広島 <u>471番地</u>	久喜市北広島 <u>456番地1</u>
代表者の 氏名及び 住所変更	<u>小島 秀光</u> 久喜市北広島 <u>471番地</u>	<u>中里 一郎</u> 久喜市北広島 <u>456番地1</u>

注) 下線部分が変更箇所